ユヴァスキュラ市基礎教育の暴力・いじめ・嫌がらせ・差別防止行動モデル

教育を受ける者は、安全な学習環境に対する権利を有しています。（基礎教育法第29条）

未然防止と早期介入

1.計画的、体系的な対応

- 校長は、暴力・いじめ・嫌がらせ・差別防止のための行動を計画的に指揮する。
- すべての学校に、自己の所属部門において暴力・いじめ・嫌がらせ・差別防止のための行動を調整、実施するチームを設置するか、責任者を任命する。この責任者は、コミュニティ（学校内）児童生徒福祉（フィンランド語：Yhteisöllinen opiskeluhuolto、英語：Communal pupil welfare）グループのメンバーとなる。
- 学校の年間計画に、暴力・いじめ・嫌がらせ・差別防止のための行動の責任者、目標、実施形態、評価を記載する。
- 校則、行動指針、平等・差別禁止計画及び暴力・いじめ・嫌がらせ・差別防止のための行動の実際を、児童生徒、保護者、教職員と確認する。
- 平等・差別防止計画に、受容的で敬意に満ちた雰囲気をどのように醸成し、維持するかの行動原則を記載する。

2.コミュニティ意識と参加を強化する行動文化

- ウェルビーイングの年間計画の内容の一環として、また日常のすべての場面において、情動・安全・対人スキルを訓練していく。
- 教職員は、グループやピア関係の相互交流、集団形成、孤立予防を意識的に支援する。
- コミュニティとしての学校全体で、前向きな相互交流やポジティブフィードバックを促進し、多様性を尊重する行動文化を構築する。
- 教職員は、授業中にこのテーマを扱い、児童生徒と共同でテーマデーやテーマウィークを実施する。
- 児童生徒は、さまざまな役割を通じて、コミュニティ意識とウェルビーイングを強化する活動や、暴力・いじめ・嫌がらせ・差別の防止において積極的な役割を担う。
- 教職員は、相互的で信頼感のある協力関係を保護者と構築する。
- コミュニティ型児童生徒福祉グループは、コミュニティのウェルビーイングと安全を計画的に促進する。

3.安全なコミュニティ

- 暴力は、いかなる形態であっても容認されない。すべての不適切な行動に対して、コミュニティとしての学校全体で体系的に介入を行う。
- コミュニティとしての学校において、共同体の価値や規範を批判的に検証し、必要に応じて、共同体の成員の一人ひとりが自分自身として受け入れられ、尊重されるよう変更していく。

- 児童生徒は、暴力・いじめ・嫌がらせ・差別が何を意味しているかを理解し、それらの状況に介入することができ、それらを教職員に伝える。
- 教職員は、暴力・いじめ・嫌がらせあるいは差別の対象となる兆候を見極め、児童生徒や保護者とその件について話し合いを行う。
- 教職員は、行動モデルの内容について研修を受ける。

介入

- 学校の教職員が学校で発生した暴力・いじめ・嫌がらせ・差別を目撃したか、知るところとなった場合は常に介入を行い、当事者たちと状況の究明を行う。
- 教職員は、まずそれらの対象となった者と話し合いを行い、その後でその他の当事者と話し合う。
- 究明の最後には、今後の対応について申し合わせを行い、それを電子メモに記録する。
- 教職員は、起こった出来事をその日のうちに保護者に連絡する。
- 犯罪の構成要件を満たすことが疑われる状況の場合は、必要に応じて教職員が児童福祉通告、または犯罪の通報と児童福祉通告を行う（児童福祉法第25条）。原則として、すべての当事者に対し、支援の必要があるかを確認することが望まれる。必要に応じて、アンカー活動（若者のウェルビーイングと犯罪防止を促進する多職種連携活動）の担当警察官、子どものいる家庭のサービス必要性評価担当、または中央フィンランド調停事務所に助言を仰ぐことができる。
- 状況が続く場合は、保護者、児童生徒、責任者、その他の必要な職員を招集する。
- 教職員は、通学中に起こった暴力・いじめ・嫌がらせまたは差別について保護者に連絡し、必要に応じて状況の究明のための支援を提供する。

フォローアップ段階と事後支援

- 教職員は、十分に時間をかけて定期的に状況をフォローアップし、学校や登下校中に児童生徒が経験することの安全性を確認する。この追跡は、最初の1か月は毎週、次の1か月は隔週、その後は必要に応じて実施する。
- このフォローアップは、別段の申し合わせがない限り、クラス担任、支援員または責任者が担当する。
- 教職員は、すべての当事者及び集団への支援の必要性を評価する。状況に応じて、児童生徒福祉サービスの専門家と、個別、及びコミュニティをベースとした支援措置の申し合わせを行う。
- 教職員は、フォローアップについて保護者に情報を伝達し、必要に応じて、当事者をマンネルヘイム児童福祉連合の ピアグループ『Selviytyjät（セルヴィウトゥヤット）』やファミリーセンターの Tukipysäkki（トゥキピュサッキ）など、学校外の支援サービスに誘導する。
- 児童生徒には、児童生徒の年齢、発達レベル、行為の状況と結果を考慮し、必要に応じて教育に関する話し合いを実施するか、懲戒処分を下す。

- この業務は学校保健アンケート調査、児童生徒・学校満足度調査、TEAviisariなどのデータ収集に基づいて毎年評価を行い、改善を図る。

暴力は、精神的、身体的または性的なものの場合があります。暴力とは、権力、支配または身体的な力を故意に行使すること、またはそれによって脅すことをいいます。暴力行為は、児童生徒の間で、または児童生徒と学校職員の間の場面で起こる可能性があります。いじめ、嫌がらせ、差別は暴力の形態です。

いじめは、繰り返し、意図的に他者に精神的、身体的または社会的な危害を加える行為をいいます。いじめは、デジタル環境でも起こる場合があります。

嫌がらせとは、ある人物、または集団の人間としての尊厳を、言葉や行為によって意図的に傷つけたり、脅かしたり、辱めたり、貶めたりする行動をいいます。

差別とは、個人または集団を排除したり、不当に扱ったり、他者よりも不利な立場に置くことをいいます。

上記の行為は、すべて犯罪となる可能性があります。